

平成20年第3回
香川県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）会議録
11月28日（金曜日）

香川県後期高齢者医療広域連合告示第11号

平成20年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する

平成20年11月21日

香川県後期高齢者医療広域連合長 大西 秀人

記

- 1 日 時 平成20年11月28日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 香川県自治会館 7階 会議室
- 3 付議事件
 - (1) 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - (2) 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 - (3) 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合同規約の一部変更について
 - (4) 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

(5) 平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について

午後 1 時30分 開会

出席議員 21名

1番	山崎 数則	12番	大山 圓賀
2番	鎌田 基志	13番	宝城 明
3番	綾野 和男	14番	三枝 邦彦
4番	三笠 輝彦	15番	安井 信之
5番	野口 勉	16番	桑井 明人
6番	香川 脩	17番	蓬 清二
7番	三木 まり	18番	青木 義勝
8番	綾 宏	20番	服部 武
9番	我部山 耕造	21番	佐々木 勇
10番	秋山 忠敏	22番	高木 堅
11番	松岡 善一		

欠席議員 1名

19番	村瀬 秀則
-----	-------

出席関係者

広域連合長	大西 秀人	総務課 総務	田中正徳
副広域連合長	新井 哲二	グループリーダー	山崎 俊哉
副広域連合長	藤井 賢	事業課資格管理	松 下 俊 一
事務局 長	小山 正伸	グループリーダー	八木 真澄
事業課 長	石井 克範	議会事務局 長	
		事務局書記	

議 事 日 程

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第12号から認定第1号まで

議案第12号 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

議案第13号 平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について

議案第15号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に
伴う財産処分について

認定第1号 平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決
算について

(提案説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 会期決定について

日程第2 会議録署名議員指名について

諸般の報告

日程第3 議案第12号から認定第1号まで

○議長（三笠輝彦君）皆さんこんにちは。

これより平成20年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に送付いたしてあるとおりであります。



日程第1 会期決定について

○議長（三笠輝彦君）まず、日程第1 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。



日程第2 会議録署名議員指名について

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において2番鎌田基志君及び20番服部 武君を指名いたします。



諸般の報告

○議長（三笠輝彦君）この際、諸般の報告をいたします。

上程案件に関する説明のため、広域連合長初め関係者の出席を求めておきましたので、御報告申し上げます。

次に、職員に報告させます。

〔議会事務局長（松下俊一君）議案第12号～認定第1号の議案を朗読〕

○議長（三笠輝彦君）以上で諸般の報告を終わります。



日程第3 議案第12号から認定第1号まで

○議長（三笠輝彦君）次に、日程第3 議案第12号から認定第1号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 大西秀人君。

〔広域連合長（大西秀人君）登壇〕

○広域連合長（大西秀人君）提案説明に先立ちまして、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の運営状況につきまして、簡単に御説明申し上げます。

長寿医療制度につきましては、本年4月から施行されたところですが、国においては、制度の施行状況等を検証し、制度の円滑な運営を図るため、去る6月に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」を取りまとめ、所得の低い方へのさらなる負担の軽減を図るとともに、保険料の特別徴収の見直しなどの特別対策を講じることとしたところでございます。

本広域連合におきましても、これらの見直し方針に従い、さきの第2回広域連合議会臨時会において関係条例の一部改正の議決をいただき、低所得者の保険料の軽減措置や特別徴収の見直し等を実施してまいったところでございます。

このような中、普通徴収の範囲拡大に伴う口座振替への納付方法の変更等による異動情報が正しく処理されず、特別徴収を中止できなかったという事態も発生し、被保険者の方々には、御迷惑をおかけしたところでございますが、今後、このようなことがないように各市町はもとより香川県や国保連合会とも協議、連携を図りながら、適正で効率的な事務運営に努めてまいりたいと存じます。

また、他の医療保険制度から長寿医療制度への移行に伴い、世帯構成及び収入が変わらないにもかかわらず、新たに現役並み所得者と判定され、医療機関等での一部負担金の割合が1割から3割となる場合が生じていることから、これを1割とする政令改正が行われ、平成21年1月から判定基準が見直されるため、現在、該当する被保険者に係る被保険者証の切りかえ等の準備を進めているところでございます。

さらに、御承知のように、国においては、「安心実現のための緊急総合対策」の一環として高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実を図るとともに、長寿医療制度についての説明不足もあり、国民を混乱させた事実を虚心に認め反省する中で、高齢者に納得していただけるよう1年を目途に必要な見直しを検討することとしております。本広域連合といたしましても、これら国の動向等を十分注視しながら、引き続き制度の円滑な運営に配慮してまいりたいと存じておりますので、議員皆様方のより一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日の平成20年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。

初めに、補正予算案でございますが、今回の補正は、医療費の適正化に係る事業費のほか、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等に係る特別対策事業費など国において補正予算措置が講じられた関係事業費について、それぞれ措置するものでございます。

まず、議案第12号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳出の第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」は、医療費適正化事業の一環として、被保険者や医療保険関係者等の意見を聞く場として設置した広域連合懇話会の開催に伴う委員報償金等の経費や長寿医療と介護保険との給付調整に係るレセプト突合処理委託費のほか、被用者保険の被扶養者であった方の保険料の9割軽減措置を平成21年度においても継続実施することに伴い、国からの臨時特例交付金を後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金等として措置するものでございまして、今回の補正額は、3億3,960万3,000円となり、これを補正前の予算額と合計しますと歳出予算の総額は、7億9,232万4,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第1款「分担金及び負担金」の市町からの負担金、第2款「国庫支出金」の医療費適正化事業費補助金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金としての国庫補助金のほか、第4款「繰入金」の特別調整交付金としての特別会計繰入金と高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金としての基金繰入金をそれぞれ補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第13号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等に係る特別対策事業の一環として、保険料の軽減割合の拡大に伴う保険料軽減分のほか、長寿・健康増進事業に係る経費を措置するものでございます。

まず、歳出の第6款「諸支出金」は、高齢者の健康相談、健康に関するリーフレットの提供やスポーツクラブや保養施設等の利用助成のほか、スポーツ大会等の運営費の助成など健康増進のための経費で、ただいま説明いたしました一般会計への繰出金として措置するものでございまして、今回の補正額は、1,174万5,000円となり、これを補正前の予算額と合計しますと歳出予算の総額は、1,090億2,513万5,000円となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、第2款「国庫支出金」の長寿・健康増進事業に係る経費としての特別調整交付金及び保険料の被保険者均等割額の7割から8.5割軽減と所得割額の50%軽減分としての国庫補助金を措置するとともに、第1款

「市町支出金」の保険料等負担金としての市町負担金を国庫支出金との財源更正を行ったため減額補正することにより、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第14号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてでございますが、財田川防災組合から、平成21年3月31日をもって解散することに伴い、香川縣市町総合事務組合から脱退することについて協議があったため、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更に係る関係団体の協議が必要となり、同協議について同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第15号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてでございますが、財田川防災組合が平成21年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法第289条の規定により、香川縣市町総合事務組合財産の処分に係る関係地方公共団体の協議が必要となり、同協議について同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

まず、歳入でございますが、予算現額7億915万4,000円に対し、収入済額は7億915万4,701円で、予算現額と比較して701円の増となっております。

一方、歳出は、予算現額7億915万4,000円に対し、支出済額は、6億7,732万5,353円で、不用額は3,182万8,647円となっており、執行率は約95.5%でございます。

それでは、決算の概要につきまして、「平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書」により説明申し上げます。

まず、歳入について、第1款「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づく共通経費としての市町負担金で、2億8,400万円を、第2款「国庫支出金」は、老人医療費適正化推進費補助金及び高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金で、4億1,127万4,276円を、第3款「繰越金」は、前年度からの繰越金で、1,387万5,202円を、第4款「諸収入」は、預金利子及び地方公務員災害補償基金還付金等で、5,223円を収入したもので、歳入合計は、7億915万4,701円でございます。

次に、歳出でございますが、第1款「議会費」、第1項「議会費」は、平成19年度に

開催いたしました広域連合議会定例会及び臨時会に係る経費等で、議員報酬及び費用弁償のほか、会議録作成手数料や会場使用料等で、支出済額は、119万5,421円でございます。

次に、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」は、事務局の運営に要する経費で、職員の派遣協定に基づく丸亀市からの派遣職員2人に係る給与費やその他事務局職員の時間外勤務手当のほか、制度周知用パンフレット等の印刷製本費、被保険者証の郵送のための郵便料や広域連合電算処理システムの構築に係る委託費、また、丸亀市を除く広域連合派遣職員19人の給与費相当分の負担金等でございます。支出済額は、2億7,421万3,390円でございます。

次に、第2項「選挙費」は、委員報酬及び公務災害補償負担金等で、支出済額は、2万5,256円でございます。

次に、第3項「監査委員費」は、委員報酬及び事務従事委託料等で、支出済額は、20万9,010円でございます。

次に、第3款「民生費」、第1項「社会福祉費」は、被用者保険の被扶養者の保険料減額に係る補てん措置として設置いたしました後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金で、支出済額は、4億168万2,276円で、歳出合計は、6億7,732万5,353円でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、ただいま歳入歳出決算で説明いたしましたように、歳入総額は、7億915万4,701円、歳出総額は、6億7,732万5,353円で、歳入歳出差し引き額は、3,182万9,348円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額となるものでございまして、地方自治法第233条の2の規定に基づき、剰余金として翌平成20年度の歳入に編入するものでございます。

なお、平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、去る9月26日付で監査委員による決算審査の結果及び意見書の提出をいただいているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明申し上げますが、何とぞよろしく御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三笠輝彦君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はありません。よって、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありません。よって、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第12号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成20年度香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成19年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

本件は、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三笠輝彦君）御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、これを認定することに決定いたしました。

以上で今期定例会の全日程を終わりました。

これにて平成20年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後1時50分 閉会

会議録署名議員

議 長 三 笠 輝 彦

議 員 鎌 田 基 志

議 員 服 部 武